

## 神石高原町録音装置及び電磁的音声記録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公正かつ適正な職務の執行を確保するとともに、職員への不当な圧力の排除及び犯罪を防止する目的から使用する録音装置及び電磁的音声記録の取扱いに関し、神石高原町情報セキュリティポリシー基本方針及び同対策基準に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 録音装置 音声を録音、記録する装置をいう。
- (2) 電磁的音声記録 録音装置により録音、記録されたものをいう。

(録音装置及び電磁的音声記録使用等の公表)

第3条 町長は、録音装置及び電磁的音声記録（以下「録音装置等」という。）の使用目的について、町のホームページ等により公表するものとする。

(所管課等の長の責務)

第4条 録音装置等は、所管課等の長が、適切に管理するものとする。

(録音装置の使用)

第5条 職員は、録音装置を使用するときは、相手方に録音、記録することを告知したうえで使用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 脅迫、恐喝などカスタマーハラスメントや不当要求行為に該当する場合、刑事事件に発展する恐れがある場合、その他トラブル等に発展する恐れがあると認められるとき
- (2) 民事訴訟に発展する恐れがあると認められるとき
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき

(個人情報保護)

第6条 所管課等の長は、電磁的音声記録を公文書として取扱い、神石高原町文書事務取扱規程（平成16年神石高原町訓令第9号）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、流出、漏洩、滅失又は毀損の防止その他安全管理のための必要な措置を講じるとともに、録音装置の取扱いに関し、適切な措置を講じなければならない。

2 職員は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（電磁的音声記録の保存及び廃棄）

第7条 電磁的音声記録は、必要に応じ速やかに文書化することとし、当該文書と当該電磁的音声記録を照合し、整合していることを確認する。

2 電磁的音声記録の保管期間は、録音、記録された日から最長3か月間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他所管課等の長が必要と認めた場合は、この限りでない。

3 電磁的音声記録は、第1項の確認後又は前項の保管期間を経過後、削除等の操作により消去を行う。

4 電磁的音声記録は、録音、記録した時の状態で保存し、加工してはならない。

5 電磁的音声記録は複製してはならない。ただし、第1条で定める目的を達成するため特に必要であると所管課等の長が認めた場合においては、この限りでない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第8条 電磁的音声記録は、第1条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、法第69条第2項の規定により行う場合は、この限りでない。

（開示請求等）

第9条 所管課等の長は、自己情報に係る電磁的音声記録の開示請求等があった場合は、法、その他関連する法令及び神石高原町個人情報の保護に関する

条例（令和5年神石高原町条例第5号）の規定に基づく所定の手続きを行わなければならない。

（苦情の処理）

第10条 所管課等の長は、録音装置等の取扱いに関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、録音装置等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。